

一般社団法人ヤングケアラーサロンネットワーク 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ヤングケアラーサロンネットワークと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県出雲市斐川町上直江18番地2に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子ども・若者のケアラー及びその関係者等（以下、「ヤングケアラー等」という。）が交流できるコミュニティをつくることにより、ヤングケアラー等の権利が守られ、ヤングケアラー等が誰一人取り残されることのない社会となることを目指して、関係機関や地域の方々と連携し、ヤングケアラー等を包括的に支援することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

1. ヤングケアラー等のためのオンラインサロンの開催
2. ヤングケアラー等に関する講演会、勉強会の企画、開催、運営、講師派遣
3. ヤングケアラー等に関する出版物の企画、制作、発行、監修、販売
4. ヤングケアラー等に関する知識及び情報の収集とその普及、啓蒙活動
5. ヤングケアラー等のための相談窓口の設置、運営
6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人は、2名以上の理事を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、社員総会の決議によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第23条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第24条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第25条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 宮本 恭子、荒川 ゆかり、長廻 芳行、星野 幸代

設立時代表理事 香川県高松市木太町5020番地18

宮本 恭子

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

香川県高松市木太町5020番地18

設立時社員 宮本 恭子

島根県安来市沢町751番地1

設立時社員 荒川 ゆかり

島根県出雲市斐川町上直江18番地2

設立時社員 長廻 芳行

島根県松江市東出雲町下意東1605番地

設立時社員 星野 幸代

島根県松江市馬潟町166番地1コーポクラモト203

設立時社員 貝谷 昭

(法令の準拠)

第30条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ヤングケアラーサロンネットワーク設立のため、設立時社員宮本恭子、荒川ゆかり、長廻芳行、星野幸代、貝谷昭の定款作成代理人である司法書士皆本雅樹は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年2月3日

設立時社員 宮本 恭子

設立時社員 荒川 ゆかり

設立時社員 長廻 芳行

設立時社員 星野 幸代

設立時社員 貝谷 昭

上記設立時社員の定款作成代理人

島根県松江市北田町132番地20

司法書士 皆本 雅樹